岡山県立早島支援学校　いじめ対策基本方針

令和8年4月

いじめに関する現状と課題

・本校のいじめの発生件数はここ数年2～3件程度で推移している。障害や病気の認知特性等からと思われる人間関係のトラブルが発端となることが多く、その都度いじめかどうかを判断し迅速に対応を行うことで、適切に指導が行われている。
・近年、スマートフォンやネットゲーム等SNSを通してのトラブルが確認されており、上記発生件数の内半数近くに当たる。
・児童生徒に対する丁寧な行動観察や教育相談を行っているが、未然防止の取組をさらに推進するためには、他の分掌組織と連携・協働し細やかな情報共有を行う必要がある。

いじめ問題への対策の基本的な考え方

・学校をあげた取組を推進するために、いじめ対策委員会には、管理職以外にも、生徒指導主事、各部門のコーディネーターや養護教諭などの教員も参画し、それぞれの立場から実効的ないじめ問題の解決のための取組を行う。
・いじめの未然防止に向けた児童生徒の主体的な活動を進めるとともに、教育活動全体を通じて自己肯定感や自己有用感、充足感を感じることができるようにする。

＜重点となる取組＞

・いじめの未然防止、早期発見のため、一人一人の行動観察を丁寧に確実に行うとともに、定期的に教育相談を実施し、他の分掌と連携・協働しながら横断的な取り組みを進め、得られた情報について教職員間で共有を図る。
・児童生徒のインターネット利用実態を踏まえ、小学部低学年から情報モラルに関する授業を計画的に実施する。
・児童生徒が、一人一人の個性を尊重し差異を認め、大切に考えることができるよう指導・支援を推進する。

保護者・地域との連携

＜連携の内容＞

・本校のいじめ対策基本方針を入学説明会やPTA総会で説明し、いじめ防止に向けた取組について、保護者の理解を得るとともにPTA研修会や懇談等を利用していじめ問題の正しい理解を促すとともに、協議の場を設定して、取組の改善に生かす。

・学校から家庭への配布物に、いじめ問題の相談窓口やハラスメント相談窓口、学校教育相談窓口等の紹介を掲載し、周知を図る。

・本校いじめ対策基本方針を学校HPに掲載し、いつでも内容を確認できるようにする。

学校

いじめ対策委員会

＜対策委員会の役割＞
・基本方針に基づく取組の実施や年間計画の作成、実行・検証・修正の中核、相談窓口、発生したいじめ事案への対応

＜対策委員会の開催時期＞
・年3回定期開催（各学期毎・スクールカウンセラー参加）

＜対策委員会の内容の教職員への伝達＞
・必要に応じて職員に伝達

＜構成メンバー＞
・校外
スクールカウンセラー
・校内
校長、副校長、教頭、生徒指導主事、コーディネーター
養護教諭、支援係、生徒指導・人権教育係

全教職員

関係機関等との連携

＜連携機関名＞
・岡山県教育委員会
・岡山県総合教育センター（教育相談）
・各地域警察署
・各地域児童相談所
・各地区各地域子ども相談センター
・おかやま発達障害者支援センター
・岡山県精神保健福祉センター

＜学校側の窓口＞
支援係、生徒指導・人権教育係

学校が実施する取組

①いじめの防止

（教員研修）
・校内外の研修を通じて、障害や病気による認知特性や問題行動について、知識理解を深めるとともに、児童生徒のネット利用の状況と指導上の留意点についての研修に取り組む。
（児童生徒会活動）
・いじめについて考える週間において児童生徒会主催の、児童生徒自らが考え企画するいじめ防止の意識を高めるための取組を進める。
（居場所づくり）
・日頃の授業や行事等の特別活動の中で、誰もが活躍できる機会を設定することで、自己有用感や充実感を感じられる学校づくりを進める。
（情報モラル教育）
・ネット上のいじめを防止するために、情報機器の利便性とともに、情報を発信する責任を自覚し、適切に利用できる力を身に付けるための情報モラルに関する授業を、各部において行う。
（学級経営）
・お互いを認め合い、尊重できる、居心地の良い学級づくりを通して、安心して学校生活を送ることができる基盤を作る。

②早期発見

（実態把握）
・日頃から一人一人を丁寧に行動観察するとともに、定期的に教育相談を行うことで児童生徒の生活の様子を十分に把握し、いじめの早期発見を図る。
・年2回学校生活アンケートを行い、児童生徒の実態を把握し、一人ひとりにきめ細やかな支援や対応を行う。
（相談体制の確立）
・相談窓口の教職員を児童生徒、保護者に周知すると同時に、全ての教職員が児童生徒の変化を見逃すことなく、きめ細やかな言葉掛けを行い、児童生徒がいつでもいじめを訴えたり、相談できるたりするような体制を整える。
・アプリ＜スタンドバイ＞を利用した匿名によるいじめ等の相談報告システムを利用し、早期に発見・対応する。
（情報の共有）
・児童生徒の気になる変化や行為が認められた場合には、教職員間でいつでも早急に情報共有できる体制を作る。
（家庭への啓発）
・積極的ないじめの認知に繋がるよう、家庭における児童生徒の様子を情報交換するとともに、スマートフォンの適切な使い方やマナーについて指導してもらえるようポイントを載せたパンフレットを配付して啓発を行う。
・「早島支援学校いじめ対策基本方針」を学校ホームページに掲載したり、入学説明会やPTA総会等で児童生徒、保護者等に説明したりする。

③いじめへの対処

（いじめの認知）
・いじめの発見や相談、通報等があったときにはもちろんのこと、けんかやふざけ合いであっても、速やかに事実確認や背景になる事情の調査を行い、いじめに該当するか否かを判断する。
（いじめへの組織的対応の検討）
・いじめを発見・通報・報告を受けた教職員は、速やかに、いじめ対策委員会（所属教頭・生徒指導主事・コーディネーター等）に報告し、組織的対応につなげる。
・いじめ事案への組織的な対応を検討するため、いじめ対策委員会を開催し、100％の解消を目指す。
（いじめられた児童生徒への支援）
・いじめがあったことが認知された場合には、いじめを受けた児童生徒を最後まで守り抜くことを最優先に、当該児童生徒及びその保護者に対して支援を行う。
（いじめた児童生徒への指導）
・いじめた児童生徒に対しては、いじめは絶対に許されない行為であり相手の心身に多大な影響を及ぼすこと等に気付かせるなど、適切に毅然とした対処を行う。同時に当該児童生徒を取りまく環境や人間関係など、その背景を十分に把握し、保護者の協力を得ながら、健全な人間関係を育むことができるように、粘り強く指導を行う。
（いじめの事実調査）
・いじめられた児童生徒、いじめた児童生徒双方から、また、関係した児童生徒からも聴き取りを行い、事実関係を明らかにしていく。
・事実関係や経緯等の情報を適切に記録し、保管する。（基本的には卒業まで、重大事態については5年間）
（他の児童生徒への働きかけ）
・いじめを見ていた児童生徒、はやし立てるなどして同調していた児童生徒に対しても、適切に指導を行う。また、いじめを当事者だけの問題ではなく、全体の問題として考えられるよう、様々な資料をもとに話し合い、互いを尊重し認め合う人間関係を構築できるような集団づくりに努める。